

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	保険会社等の異常危険準備金の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について、その適用期間を3年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会が、当該事業年度における正味収入共済掛金の政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときの損金に算入する措置の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の5、同施行令第33条の2において措置された場合、国税との自動連携を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度]	( ▲ 8 )	[平年度] ( ▲ 8 )
	[改正増減収額]		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>大企業に比べて経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等による経済的損失に対して、中小企業等協同組合法に基づく火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会は、相互扶助の精神に基づいた共済事業によってその損失を補填し、共済契約の契約者である中小企業者の経済的安定を図っているところである。</p> <p>中小企業者に契約どおりの共済金が確実かつ円滑に支払われる環境整備を図るため、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会が異常危険準備金を確実に積み立て、異常災害に対応できる財務基盤を確保することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会に対しては、中小企業者の保護のため、共済金の確実かつ円滑な支払いが求められるところであるが、契約対象者が中小企業に限定されていることや事業地域が都道府県本部に限定されていること等から、同種の保険を提供している損害保険会社に比べて、その財務基盤は脆弱であり、特に想定外の共済金の支払いとなる異常災害の発生時においては、共済金の確実かつ円滑な支払いに支障が出る可能性がある。</p> <p>② さらに、平成11年度の台風18号、平成13年度の雪害、平成16年度の台風18号・23号、平成23年度の豪雨、台風12号・15号、平成24年度の低気圧、台風4号、竜巻、平成25年度の低気圧、台風18号・26号、平成26年度の雪害、台風11号・18号・19号など、特に近年において多発傾向にある異常災害による甚大な被害は、将来的にも予想がしづらだけでなく、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財務基盤のさらなる弱体化につながることも危惧されるところである。</p> <p>③ したがって、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財務基盤を強化し、今後の異常災害に備えるためにも、異常危険準備金として積み立てた金額について、正味収入共済掛金の4/100まで損金算入できる措置の適用期限を延長することで、引き続き効率的に異常危険準備金の積立てを確保していくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	中小企業者に契約どおりの共済金が確実かつ円滑に支払われる環境整備を図るため、火災等共済組合が異常危険準備金を確実に積み立てることにより、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 28 年度から 3 年間（火災共済に係る特例積立金）
	同上の期間中の達成目標	異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標額（92 億円）まで積み立てる。
政策目標の達成状況	異常危険準備金は毎年度積み立てられているものの、異常災害の発生によって異常危険準備金の取り崩し額が上回っており、異常危険準備金積立残高は減少傾向にある。 ○異常危険準備金積立残高（本措置の対象となっている 3 団体の合計） 10,471 百万円（平成 22 年度） 10,198 百万円（平成 23 年度） 8,613 百万円（平成 24 年度） 8,234 百万円（平成 25 年度） 6,688 百万円（平成 26 年度） （出所：火災等共済組合決算書等）	
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用見込み 2 団体（平成 27 年度見込）（減収見込額▲ 8 百万円） 2 団体（平成 28 年度見込）（減収見込額▲ 8 百万円） 2 団体（平成 29 年度見込）（減収見込額▲ 9 百万円） 2 団体（平成 30 年度見込）（減収見込額▲ 9 百万円）  なお、本措置の対象となる火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会は 3 団体（うち火災等共済組合は 2 団体）であり、当該 3 団体で 45 都道府県の共済契約を取り扱っている。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	契約者たる中小企業者の将来の災害に備えた火災共済への加入の促進とともに、確実な支払いを確保するための火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財務基盤の安定を図り、もって契約者たる中小企業者の活性化・健全化を図ることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置における損金算入の特例 4 % は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災等共済組合 60%、火災共済協同組合連合会 75% 以下の低水準の場合に限り認められるものであり、異常危険準備金の取り崩しの際に益金算入され課税されるものであるため、適切であるとともに必要最低限の措置である。 なお、本措置は、保険会社、農業協同組合等と同様の措置となっている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○直近事業年度損金算入額  3百万円（平成22年度）（適用団体数 1）  97百万円（平成23年度）（適用団体数 2）  91百万円（平成24年度）（適用団体数 2）  89百万円（平成25年度）（適用団体数 2）  89百万円（平成26年度）（適用団体数 2）</p> <p>（出所：火災等共済組合決算書等）  平成26年度において、本措置の対象となる火災等共済組合と協同組合連合会3団体のうち2団体が特例措置を利用している。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）まで積み立てる。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、異常危険準備金を取り崩されており、積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）を下回っている。そのため、引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和28年度 創設  昭和34年度 火災等共済組合についても適用  昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用（積立率7%）  昭和53年度 積立率6%  昭和55年度 積立率4.5%  昭和57年度 積立率4%  昭和59年度 積立率2.5%  平成5年度 5年間の延長（積立率5%（本則2.5%））  平成10年度 3年間の延長  平成13年度 3年間の延長  平成16年度 3年間の延長  平成19年度 3年間の延長  平成22年度 3年間の延長（積立率4%（本則2%））  平成25年度 3年間の延長</p>
<p>ページ</p>	<p>20—3</p>